

議案第37号

世田谷区せたがやの家の供給に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 一般財団法人世田谷トラストまちづくりの公益財団法人への移行に伴い、  
規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区せたがやの家の供給に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区せたがやの家の供給に関する条例（平成6年3月世田谷区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「一般財団法人世田谷トラストまちづくり」を「公益財団法人世田谷トラストまちづくり」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。